## 令和6年1月より開始となりました

産

前

産

後

減

免

- ●産前産後減免とは、次世代育成支援の観点から国民健康保険被保険者が出産 をされた際、産前産後の国民健康保険料が一部※減免される制度です。
  - ※出産された方の産前産後期間相当分の所得割保険料・均等割保険料が免除されます。産前産後期間の保険料が0円になるとは限りません。

## 減免となる期間

- ●出産日 (出産予定日) の属する月の前月から4カ月間の国民健康保険料が免除されます。
  - ・多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産日(出産予定日)の属する月の3カ月前から最大6カ月の国民健康保険料が免除されます。
    - ※出産とは、妊娠85日(4ヵ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

	3カ月前	2か月前	1カ月前		1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方				出産日 (出産予定日)			
多胎の方				出産日 (出産予定日)			

※令和5年12月以前の産前産後期間については免除の対象とはなりません。 令和5年11月に出産された方は、令和6年1月相当分の保険料のみが免除されます。

## 届 出 方 法

- ●出産予定日の6カ月前より届け出できます。(出産後も可能です。)
- ●出産予定日を確認するため、母子手帳をお持ちください。

## 届出・ご相談はこちら

網走市役所 戸籍保険課 医療保険係 市役所1階 ⑥·⑦ 窓口

代表電話: (0152)44-6111

内線 : (408・259)